

## さいたま市告示第935号

### 道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、一般の縦覧に供する。

令和7年6月2日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
さいたま鴻巣線	さいたま市西区大字指扇領辻字根岸189番1地先	令和7年6月3日
	さいたま市西区大字峰岸字南1番1地先	
蒲生岩槻線	さいたま市岩槻区大字笹久保字久保953番1地先	令和7年6月3日
	さいたま市岩槻区大字笹久保字久保952番1地先	

#### 2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
31949号線	さいたま市西区大字高木字氷川913番1地先	令和7年6月3日
	さいたま市西区大字高木字氷川910番2地先	